

## 地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税が5%から8%になったことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

大空町の令和元年度予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源分）

57,122 千円

【歳出】

(単位:千円)

区分	社会 保 障 施 策 経 費	令 和 元 年 度 予 算 額	財 源 内 訳			
			特 定 財 源		一 般 財 源	
			国 道 支 出 金	そ の 他	地 方 消 費 税 交 付 金 (社会 保 障 財 源 分)	そ の 他
社会 福 祉	高 齢 者 福 祉 施 策 経 費	68,966	6,786	14,595	12,448	35,137
	障 が い 者 福 祉 施 策 経 費	271,724	158,610	11,151	26,673	75,290
	児 童 福 祉 施 策 経 費	588,571	198,331	321,428	18,001	50,811
	合 計	929,261	363,727	347,174	57,122	161,238